

平成27年4月知立市教育委員会定例会 議事録

1. 日 時 平成27年4月16日(木)
午後1時30分から4時30分
2. 場 所 中央公民館 中会議室
3. 出席委員 教 育 長 川 合 基 弘
委 員 蔭 山 英 順
委 員 竹 内 博 之
委 員 宇 納 一 公
委 員 太 田 佐 帆 子
4. 説明職員 教 育 部 長 石 川 典 枝
教育庶務課長 池 田 立 志
学校教育課長 橋 本 博 司
学校教育課主幹 淵 上 隆 博
生涯学習スポーツ課長 佐 藤 豊
文化課長 鶴 田 常 智
5. 書 記 教育庶務係長 藤 田 伸 安
6. 傍 聴 者 0名

○ 議事日程

- 第1 前回議事録の承認
- 第2 委員報告
- 第3 教育長報告
- 第4 その他(連絡報告事項)
- ・平成27年3月議会一般質問答弁(要旨)について
 - ・知立市奨学金支給審査委員の委嘱(案)について
 - ・知立市総合教育会議について
 - ・知立市教育委員会事務局組織機構、各課事務分担、学校役職者について
 - ・平成27年度学校医等の委嘱(案)について
 - ・平成27年度学校評議員の委嘱(案)について
 - ・平成27年度知立市小中学校児童生徒数、学級数、教職員数について
 - ・平成27年度教育委員学校訪問について
 - ・平成27年度社会教育委員について
 - ・平成27年度社会教育指導員について
 - ・平成27年度青少年健全育成連絡協議会について
 - ・平成27年度青少年問題協議会について
 - ・平成27年度スポーツ指導員、学校体育施設開放管理指導員について
 - ・各課等行事予定
- 第5 自由討議
- 第6 情報交換

◎開会の辞

川合教育長 定足数に達していますので、只今より知立市教育委員会4月定例会を開会します。

新教育制度改正により、4月から定例教育委員会の進行を教育長が行うこととなりましたので、私が進行役を務めさせていただきます。

また、4月定例教育委員会より議事内容につきまして、一部、変更をさせていただきましたので、変更内容について説明をさせていただきます。変更内容ですが、自由討議の後に、情報交換を設けました。理由としまして、3月定例教育委員会までは、自由討議を個人情報に係わる事項の協議を行う場として非公開としていましたが、4月定例教育委員会からは、自由討議の中で行われる協議、検討事項についても、傍聴できるものしました。これにより、多くの方に教育委員会の情報を公表し、開かれた教育委員会となるようにしたいと考えたことによります。ただし、自由討議で行っていましたが個人情報に関連する事項については、新たに情報交換の項目を設け、その中で協議を行いたいと思います。

それでは、議事日程に従い進めさせていただきます。

では、議事日程第6の情報交換については、個人情報関連の可能性があるので非公開としたいと思い、ここで採決を取ります。

各 委 員 (全委員賛成)

川合教育長 委員の2/3以上の多数決により議決されましたので地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条7項により議事日程第6の情報交換より非公開とします。

◎日程第1 前回議事録の承認

川合教育長 前回議事録の承認について議題とします。ご意見等ありませんか。ご意見がないようですので、3月定例教育委員会議事録について承認としてよろしいですか。よろしければ、ホームページに掲載していきます。

各 委 員 承認

◎日程第2 委員報告

各 委 員 (各委員報告)

川合教育長 委員報告は以上です。

◎日程第3 教育長報告

川合教育長 日程第3 教育長報告を議題とします。

川合教育長 3点報告をします。

1. 行事・会議等

3月20日 小学校卒業式

3月24日 月と木星をみよう

3月26日 とよしん教育賞授賞式

3月31日 退職辞令伝達式

4月 1日 辞令伝達式

4月 6日 小学校入学式

4月 7日 中学校入学式

4月 9日 知立市人権教育研究会総会・知立市教育研究会総会

4月15日 第1回 西三河地方教育事務協議会

4月15日 第1回 委員長・教育長会

2. 事件事故について（3/12 ～ 4/15）

交通事故報告 0件

学校事故報告 1件

不審者情報 0件

3. 4月校長会指示事項

・平成27年度重点努力事項について

・知立市の小中学校 平成27年度の挑戦について

・教員の不祥事防止について

・全国学力学習状況調査について

・むすびあい教室・杜若教室について

・保護者の声

川合教育長 報告について意見質問等ありますか。

蔭山委員 日本人学校への派遣は、教員にとっても大変良い経験になります。
派遣された教員は、どのような身分や扱いとなりますか。

川合教育長 派遣教員は、出張扱いとなり、現在も市内の学校に在籍している形になります。

蔭山委員 日本人学校への派遣は、良い経験となりますので知立市としても積極的に取組んでいただければと思います。

ただ、派遣中の条件が悪いと応募も少なくなってしまう。

川合教育長 派遣については、応募から締め切りまでの時間が短いようです。

派遣を希望される教員は、前もって準備をしているようです。

宇納委員 国の派遣に対する予算も少なくなっており、機会も減ってきているようです。

蔭山委員 特別支援学校への異動についてですが、異動は本人の希望ですか。

川合教育長 異動は、本人の希望ではなく、教育委員会の判断で行いました。

特別支援学校への派遣も重要な経験となると判断し、愛知県と相談して決定しました。肢体不自由児への指導のノウハウを蓄積し、今後の知立市の特別支援教育に活かしていきたいと考えています。

蔭山委員 知的障害などの他の特別支援学校への対応についても、経験することは必要だと思いますので推進をお願いします。他市の教員との交流も必要です。

- 竹内委員 全国学力・学習状況調査は、昨年度の結果を踏まえ、新たに行った取組みなどはありますか。
- 川合教育長 教員には、テストの問題が何を求めているのか、どの程度の学力を必要とされているのかを知ってもらうことが必要だと思い、テスト問題を解いていただきました。ただ、テストの点数だけを上げることを目的として指導は、特に行っていません。
- 蔭山委員 テストの問題・回答は公表されていますか。
- 川合教育長 公表されています。文部科学省のホームページには、過去の問題も掲載されていると思います。
- 蔭山委員 児童、生徒の親にも関心を持ってもらうことも必要だと思います。ただし、成績主義となることは良くないが、学力向上に向け、児童、生徒に勉強させるために、学力調査に関心を持ってもらうことが大切です。
- 太田委員 福井県では、過去の問題を学習していると聞いたことがあります。
- 川合教育長 私が聞いたところによると、過去の問題を学習しているようなことはないようです。福井市などは、家庭学習を推進しているようです。
- 宇納委員 教育委員会の新制度が開始され、今後、市長の意向も反映されていくと思います。教育委員会としても、問題提起も必要になると思います。
- 蔭山委員 体力向上の問題もあります。体力向上に向けた良い取り組みや活動を行っている学校を参考に研究して、積極的に取り組むことも良いことだと思います。
- 太田委員 猿渡小学校で、体力を上げる取り組みをしていたと聞いたことがありますが、その取り組みを引き継いで行う教員がいないようです。
- 蔭山委員 研究や取り組みを行った学校は起爆剤であって、その研究や取り組みが終わると低下するようではいけないと思います。
- 竹内委員 保護者の声で、テストをまとめて返すということがあったようですが、どうしてその様なことになったのか原因を追究した方が良いのではないですか。
- 川合教育長 保護者から、直接、愛知県へ連絡がありました。匿名のため詳細については特定ができません。校長会でも報告しましたが、今後はそのようなことがないように取り組んでいきたいと考えています。
- 川合教育長 以上、教育長報告を終わります。
- ◎日程第4 その他（連絡報告事項）
- 川合教育長 日程第4 その他（連絡報告事項）に入ります。
- 川合教育長 平成27年3月議会一般質問答弁（要旨）について、報告します。
平成27年3月議会一般質問答弁（要旨）について、資料第2号により説明
- 教育部長 平成27年3月議会一般質問答弁（要旨）について、資料第2号により説明

蔭山委員 中島議員の質問にあります「子育て日本一ちりゅう」とは、どのようなことですか。

川合教育長 市長が重要だと考えている施策です。

教育部長 市長が、マニフェストに挙げている内容になります。

竹内委員 スマートフォンについて、何か議会で質問がありましたか。

川合教育長 田中議員から、各学校の取り組みについて質問がありました。

川合教育長 質問等がありますか。
(発言なし)

川合教育長 続きまして、知立市奨学金支給審査委員の委嘱(案)について、説明をお願いします。

教育庶務課長 知立市奨学金支給審査委員の委嘱(案)について、資料第3号により説明

川合教育長 質問等がありますか。
(発言なし)

川合教育長 続きまして、知立市総合教育会議について、説明をお願いします。

教育庶務課長 知立市総合教育会議について、資料第4号により説明
(開催日の日程変更について説明)

教育部長 定例教育委員会開催日の変更はないが、総合教育会議の日程変更をするということですか。

教育庶務課長 そのとおりです。

川合教育長 開催日の日程変更についてよろしいですか。
(全委員了承)

蔭山委員 大綱は、市長が策定するということがよかったですか。

川合教育長 大綱は、市長が策定することになります。原案をどのような形で策定するかを検討しないといけません。

蔭山委員 大綱の原案は、すでに策定されていますか。

川合教育長 これから内容やボリュームなどを検討することになります。

蔭山委員 大綱の策定では、検討委員会などを立ち上げるのですか。教育委員会も合同で検討することもあるのですか。

教育庶務課長 第1回総合教育会議が大綱策定のスタートとなり、会議の中で検討することになると思います。

川合教育長 他に質問等がありますか。
(発言なし)

川合教育長 続きまして、知立市教育委員会事務局組織機構、各課事務分担、学校役職者について、説明をお願いします。

教育庶務課長 知立市教育委員会事務局組織機構、各課事務分担、学校役職者について、資料第5号により説明
質問等がありますか。

(発言なし)

川合教育長 続きまして、平成27年度学校医等の委嘱(案)について、説明をお願いします。

学校教育課長 平成27年度学校医等の委嘱(案)について、資料第6号により説明
蔭山委員 学校医の委嘱ですが、以前より精神科医の委嘱についても検討していただきたいとお願いしていましたが、いかがでしょうか。

川合教育長 昨年、蔭山委員からご意見をいただきましたので調査をしました。学校医の委嘱は、法律で決められていることではありませんが、眼科、耳鼻科、内科、歯科、薬剤師が基本として考えられています。この5項目の先生は、健診など子どもたちの健康において、各学校で関わっていただいています。精神科の先生が同じように関われるかということとは難しいと思います。

蔭山委員 学校医としての委嘱は難しいかもしれませんが、教育委員会の嘱託として、児童生徒に関わる精神医学的な問題に対し、医学的な相談ができる体制を整備して欲しいということです。問題が発生し、相談した場合に、相談にかかる費用が払えないといけないので、委嘱をして欲しいと思います。

宇納委員 愛知教育大学では、保健環境センターという施設があり、健康相談、メンタルなど学生が相談できる体制を取っています。

川合教育長 教育委員会として、小中学生に対して精神科医に相談できる体制を取っておくべきかどうかということも検討が必要だと思います。

蔭山委員 小中学生に対する児童精神科というものもあります。教職員が、治療が必要かどうかを相談でき、保護者に加療が必要であることを提案できる体制が必要です。臨床心理士では、病気であるという判断などの医療行為にあたる行為はできません。スクールカウンセラーや心の相談員も、同様に病気の判断ができませんので、病気と判断ができる専門家の方を配置していただきたいと思います。

精神科医の委嘱は、全国的に行っている市が少ないことは認識していますが、近い将来、精神科医の対応が必要となる場合もでてくると思います。

川合教育長 教員が精神科医に行く必要があると思われる場合に、受診する精神科医を定めるというわけではなく、教育委員会が委嘱した精神科医に相談を行うということですか。

蔭山委員 教員やスクールカウンセラー、心の相談員は、病気であるかないかの発言ができませんので、委嘱した精神科医に、児童生徒に対して加療が必要であるかを判断いただくということです。専門家を配置することで、スクールカウンセラーや心の相談員が相談することも可能となります。心の病が低年齢化してきた時に、児童、生徒が心の病にかかり、最悪な事態が起こることも考えられます。

- 宇納委員 心の病気にかかる学生も多くなっています。保健環境センターに相談し、必要な場合は、専門の病院に通院しています。症状が早い段階で病院に掛かることにより、病気が治る学生もいます。
- 川合教育長 精神科医の委嘱については、学校医ではなく別の形で体制が整備できるか検討させてください。
学校医の委嘱ですが、現在、市内の眼科医が2名のみとなり、少なくなっています。刈谷医師会への相談も行いながら、今後は、市外の眼科医への委嘱も検討する必要があると思います。
- 川合教育長 他に質問等がありますか。
(発言なし)
- 川合教育長 続きまして、平成27年度学校評議員の委嘱(案)について、説明をお願いします。
- 学校教育課主幹 平成27年度学校評議員の委嘱(案)について、当日配付資料第7号により説明
- 川合教育長 質問等がありますか。
(発言なし)
- 川合教育長 続きまして、平成27年度知立市小中学校児童生徒数、学級数、教職員数について、説明をお願いします。
- 学校教育課主幹 平成27年度知立市小中学校児童生徒数、学級数、教職員数について、資料第8号により説明
- 川合教育長 少人数学級ですが、愛知県内では犬山市が小学校1年生から中学校3年生まで30人学級で実施しています。蒲郡市も35人学級で小学校1年生から中学校3年生まで実施しています。知立市は小学5年生まで、35人学級で少人数を実施しています。
少人数学級の施策では、県下で3番目位になると思われま。
- 川合教育長 質問等がありますか。
(発言なし)
- 川合教育長 続きまして、平成27年度教育委員学校訪問について、説明をお願いします。
- 学校教育課主幹 平成27年度教育委員学校訪問について、資料第9号により説明
- 川合教育長 質問等がありますか。
(発言なし)
- 川合教育長 続きまして、平成27年度社会教育委員について、説明をお願いします。
- 生涯学習スポーツ課長 平成27年度社会教育委員について、資料第10号により説明
- 宇納委員 社会教育指導員や、青少年健全育成連絡協議会、青少年問題協議会など社会教育に関わる団体について、連携や調整役となるのは、どこの部署が担当になりますか。
- 生涯学習スポーツ課長 青少年健全育成連絡協議会は、青少年問題協議会の活動組織となります。社会教育委員は、社会教育審議会の中で、市または教育委員会に意見をいただく方です。

社会教育指導員は、公民館で社会教育の指導をいただき、基本的には実務を行っていただいています。

現在は、社会教育指導員は、社会教育関係団体との連携役のようなことは行っていません。各団体の横の繋がりもあまりないようようです。

宇納委員 私は、社会教育関係の各種団体との横の繋がりを作っていただきたいと思えます。学校教育については、校長先生をはじめ、教育委員会と連携し協議や取り組みを行っています。

社会教育では、団体ごとで協議した問題について、全体の問題として挙がっているのか、知立市全体の問題として協議ができているのかを確認したいと思質問しました。

生涯学習スポーツ課長 現在は、団体ごとに個別で協議を行っています。青少年問題協議会は、青少年関係に特化して活動していただいています。社会教育委員は、社会教育審議会で教育委員会が社会教育に関する事項について、意見をいただいています。社会教育審議会のあり方について、今後検討していくことになると思えます。また、現状では、教育委員会として青少年問題について協議事項として挙げなければ協議することはありません。また、すべての団体との横の連携について、現段階では検討を行っていません。

宇納委員 以前、社会教育委員の構成に専門家を入れて欲しいとお願いしたと思えます。

社会教育主事の方などが、団体の会議に出席し、専門的技術的な助言指導を行い、取り組みが行えるようにすることが必要ではないかと説明しましたが、資料を拝見しても反映されていないようです。

また、委員の定員数の余剰があるようですので、専門的に助言ができる方を1、2人程度入れていただければという要望なので検討していただければと思えます。

生涯学習スポーツ課長 今回は、昨年度の改選で委嘱された方が、委員が所属する団体の中で、改選により、社会教育委員が改選されたことについての報告になります。社会教育委員全体の改選は、来年度となりますので、意見をいただきました委員構成について、次回の改選の際に検討させていただきます。

川合教育長 今回の委嘱については、欠員ができた委員の改選について報告とさせていただきます。宇納委員より提案されていますように、会議が形骸化とならないよう、より活発化されるように協議して検討していきたいと思えます。

蔭山委員 従来どおりの選任では、新しい展開はあまりないので、専門家に積極的に意見をいただき、より良い会議となるように検討をお願いします。

宇納委員 社会教育審議会は、年2回の開催となっています。昨年、各団体の代表が都合により出席できない場合がありました。各団体の代表が出席できない場合は、代理でも認めるということも、あわせて検討をお願いします。

川合教育長 次回の改選までに、検討させていただきます。

- 川合教育長 続きまして、平成27年度社会教育指導員について、説明をお願いします。
- 生涯学習スポーツ課長 平成27年度社会教育指導員について、資料第11号により説明
- 宇納委員 設置規則の中に、職務では、『指導員は、社会教育主事とともに、社会教育に必要な直接指導及び学習相談並びに社会教育関係団体等の育成指導に当たる。』とあり、公民館で3年間の実務経験があるので、社会教育指導員の方に社会教育委員会に入っていただくことも良いことだと思いますが、いかがでしょうか。
- 川合教育長 説明のありました社会教育指導員の方に、社会教育委員に就任していただいたらどうかということですか。
- 宇納委員 そのとおりです。年2回開催される社会教育審議会にも参加していただき、話をさせていただくことにより情報交換も活発になるのではないかと思います。
- 川合教育長 社会教育委員については、2年任期の1年経過となり、今回は異動した委員の委嘱になりますので、次回の改選で検討します。
- 宇納委員 社会教育委員ですが、今年度は改選ではありませんが婦人会が無くなりましたので、委員会が活性化をめざすのであれば、新しい委員の補充も検討しても良いと思います。1年ごとの活動が大切であるので、補充の検討も必要だと思います。委員の補充がないまま1年間待たなければならぬということは、活動する中で辛く感じます。
- また、愛知県が実施した社会教育アンケートの結果を、早く公開していただけるようお願いしていただきたいと思います。
- 委員会では、愛知県の現状も把握しながら検討することも必要だと思います。
- 生涯学習スポーツ課長 今回の社会教育指導員ですが、要綱において、任期1年で期限3年間と定められており、次年度は指導員が交代になります。
- 審議会の参加については、社会教育審議会の事務局という立場であるので、委員ではなく事務局側の立場として審議会に参加することになるかと思います。
- 教育部長 審議会には社会教育指導員が同席することは可能だと思います。社会教育委員の報酬も、予算的に検討する余裕はあると思います。
- ただ、審議会で社会教育事業の認定を早急にしていただきたいと考えていますので、審議会の開催までに委員の追加が間に合うようであれば可能かと思われま。
- 宇納委員 社会教育委員の任期が、2年目の継続期間であるので間に合わなければ、次年度に反映していただければと思います。
- 川合教育長 意見いただきました内容について、十分に協議、検討していきたいと思。
- 川合教育長 他に質問等がありますか。
- (発言なし)
- 川合教育長 続きまして、平成27年度青少年健全育成連絡協議会について、説明をお願いします。

- 生涯学習スポーツ課長 平成27年度青少年健全育成連絡協議会について、資料第12号により説明
- 蔭山委員 青少年健全育成連絡協議会で協議する内容は、非行に関するもので良いですか。
- 川合教育長 そのとおりです。
- 蔭山委員 青少年健全育成連絡協議会は、スクールカウンセラーや心の相談員制度が実施される以前から設置されていますので、今回の改選には、現場で活動しているスクールカウンセラーや心の相談員の代表を委員として1名就任していただければと思います。青少年健全育成連絡協議会で検討する内容は、スクールカウンセラーや心の相談員にも関係する内容となります。私は、スクールカウンセラーや心の相談員を指導する立場として、現在、スーパーバイザーとして就任しています。平成28年度の委員を検討する際には、スーパーバイザーや、スクールカウンセラー、心の相談員も委員に含めることを検討していただきたいと思います。
- 川合教育長 蔭山委員の意見をお聞きしますと、次の項目の青少年問題協議会に参加していただいた方がより機能的に活用できると思います。
- 川合教育長 他に質問等がありますか。
(発言なし)
- 川合教育長 続きまして、平成27年度青少年問題協議会について、説明をお願いします。
- 生涯学習スポーツ課長 平成27年度青少年問題協議会について、資料第13号により説明
- 蔭山委員 先ほどの話ですが、青少年問題協議会の委員の改選が今年度であれば、スクールカウンセラーや心の相談員、スーパーバイザーを委員として入れていただきたいと思います。
- 生涯学習スポーツ課長 スクールカウンセラーや心の相談員の方が、すぐに承諾いただければ可能かと思えます。
- 教育部長 スクールカウンセラーや心の相談員の報酬については、公務の中でお願いするので発生しないと思いますが、学校の下承をしないといけません。
- 蔭山委員 スクールカウンセラーや心の相談員の報酬について、他の委員に報酬を支払うのであれば、スクールカウンセラーや心の相談員以外の事業になりますので、報酬を支払うことになると思います。
会議の開催頻度はどの程度ですか。
- 川合教育長 青少年問題協議会は、年1回の開催になります。
- 生涯学習スポーツ課長 スクールカウンセラーや心の相談員の方が、承諾いただければ可能かと思えます。
- 蔭山委員 スーパーバイザーとして関係しているので、私が委員をお引き受けしても良いのですが、基本的には委員を固定せずに、スクールカウンセラーや心の相談員で1年ごとの交代で引き受けていただくこともよいのではないかと思います。ただ、現時点で承諾していただける確約は

ありません。私が委員をお引き受けした場合でも、会議の情報を学校現場にフィードバックできる機会が少ないと思いますので、本来は、スクールカウンセラーや心の相談員の方が委員に就任することが良いと思います。最初の取り掛かりとして、私が委員を引き受けて、今後は引き受ける方がいれば、その方に就任いただければと思います。

生涯学習スポーツ課長 今からでは、会議の開催までに承諾していただける方がいるかが問題となります。

教育部長 委員就任については、一度確認をさせていただきます。委員を受けていただく方がいない場合は、蔭山委員の就任をお願いすること含めて、検討させていただきます。

川合教育長 予算も確認をして、蔭山委員に就任いただけるのであれば依頼をして、難しいようであれば、次年度で検討をさせていただきます。

川合教育長 他に質問等がありますか。

蔭山委員 会議の開催日は、いつになりますか。

生涯学習スポーツ課長 会議は、5月13日の午前10時の開催になります。

川合教育長 他に質問等がありますか。

(発言なし)

川合教育長 続きまして、平成27年度スポーツ指導員、学校体育施設開放管理指導員について、説明をお願いします。

生涯学習スポーツ課長 平成27年度スポーツ指導員、学校体育施設開放管理指導員について、資料第14号により説明

川合教育長 質問等がありますか。

(発言なし)

川合教育長 最後に、各課行事予定の報告をお願いします。

4 課 長 行事予定について資料第15号により説明

川合教育長 質問等がありますか。

(発言なし)

教育庶務課長 以前、委員よりご提案のありました傍聴者への定例教育委員会資料の提供について、事務局で検討しましたので協議をお願いします。

定例教育委員会に傍聴に来られた方に資料の閲覧を行い、協議内容を分かりやすくしたいということから、次回定例教育委員会より、資料の閲覧を行いたいと考えています。ただ、個人情報に関する内容を削除し、行いたいと考えています。

川合教育長 閲覧では、個人情報の取り扱いには十分に注意して行いたいと思いますがいかがでしょうか。

蔭山委員 閲覧というのは、持ち帰りはできないということですか。

教育庶務課長 そのとおりです。資料の持ち帰りはできません。

蔭山委員 資料の写真を撮ることは、可能ですか。

メモを取ることはできますか。

教育庶務課長 資料の写真を撮ることは、できません。

川合教育長 メモを取ることは可能です。

宇納委員 傍聴者へのアンケートを実施すると、参加したことに意義があると思いますが、いかがですか。傍聴者からの意見をお聞きすることも検討していただきたいと思います。

川合教育長 定例教育委員会後に、参加された方から意見を聞く機会を設けることも検討しています。あわせて、アンケートなどで意見や要望をいただき、検討することも良い試みだと思しますので検討します。

宇納委員 定例教育委員会の傍聴者に、いつも一方通行のように感じますので検討をお願いします。

川合教育長 そのとおりです。一方通行の状態を少しでも改善していきたいと考えています。

教育庶務課長 資料の閲覧、アンケートの実施に向けて検討させていただきます。

川合教育長 スマートフォンの持込は可能ですか。

教育庶務課長 録音、写真は行うことはできません。

竹内委員 議会も録音はできませんか。

教育庶務課長 議会も録音はできません。

◎日程第5 自由討議

川合教育長 自由討議に入ります。意見等がありますか。

宇納委員 本日資料を配付しましたスマートフォンの使い方です。スマートフォンにフィルターを掛けて、子どもたちが有害サイトなどを見られなくすることなどの情報が掲載されていますのでご案内します。

知立市では、スマートフォン中毒にならないように検討していますが、便利なものであるので検討できればと思います。

専門家の派遣など、スマートフォンに対する取り組みを考えていただきたいと思います。

川合教育長 今年度から、校務主任を中心とした情報教育研究推進委員会を立ち上げます。検討する内容は、パソコンやタブレットなどを利用した教育環境の整備の検討や、スマートフォンを含めた情報モラルの検討を3年間かけて行い学校に発信を行う予定です。

川合教育長 予定されていましたが、すべて終了しました。

その他に報告はありますか。

(発言なし)

◎日程第6 情報交換

川合教育長 それでは4月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

教	育	長	川	合	基	弘
委		員	蔭	山	英	順
委		員	竹	内	博	之
委		員	宇	納	一	公
委		員	太	田	佐	帆子
書記	(教育庶務係長)		藤	田	伸	安